

ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業者の公募の公示

ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和8年7月1日

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合

管理者 三浦 源吾

1 公募概要

(1) 件名

ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業者選定

(2) 内容

運営事業者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ売店の運営業務に必要な設備整備等を行い、当院利用者に対するサービス向上と職員の福利厚生のため売店の設置及び（災害対応型）自動販売機の設置及び事業者と利用契約を結んだ入院患者様の快適な療養と利便性の向上に資するため入院セットの提供業務を実施し、長期安定的な運営が可能な事業者を公募により選定するものです。

詳細は別添「ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業者募集要項」を御参照ください。

(3) 貸付物件

和歌山県御坊市藪 116 番地 2 ひだか病院内

売店 一般病棟 1 階 面積 254.29 m²

倉庫 倉庫棟 面積 38.66 m²

自動販売機

- ・ 飲料用（災害対応型） 1 台（診療管理棟 3 階（職員のためのフロアとなります。））
- ・ 食品用 1 台 ”
- ・ 飲料用 5 台（診療管理棟 1 階 1 台、一般病棟 1 階 2 台
精神科病棟 1 階 1 台、日高看護専門学校 1 台）

※食品用については、機器は当院で用意しますので、商品の補充・運用をお願いします。

(4) 貸付（運営）期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日

※ただし、入院セット提供業務については、令和 9 年 7 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日

運営事業者は施設使用許可を年度毎に更新するものとし、再許可は上記運営期間を限度とする。た

だし、当院と運営事業者合意の上、これを2年間更新することができる。しかし、使用の継続を希望しない場合、事業者はその3か月前までに書面により意思表示をしなければならないものとします。また、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し、又は許可しないことがある。

ア 公用又は公共用に供するため必要とするとき。(全部又は一部使用許可の取消)

イ 使用許可条件に違反する行為があると認められるとき。

ウ 詐欺その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する法人又は個人事業主とします。なお、コンビニエンスストアが応募する場合は、チェーン本部による直営店舗又はフランチャイズ加盟者の別は問いません。また、チェーン本部が出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約に基づき第三者に運営を任せることは可能ですが、その場合においては、最終責任者はチェーン本部にあるものとします。また、1事業者1応募とし、共同提案のグループ応募を行う場合は、当該グループの構成事業者は、他の応募者の構成事業者になることはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人または個人事業を設立し5年以上経過し、財政状況等が良好であること。
- (3) 病院、福祉施設等での売店等・入院セット提供業務の運営実績があること。
- (4) 売店等の業務にあたり、食品衛生法、医薬品医療機器等法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (5) すべての営業所店舗において過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (6) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (8) 業務開始までに業務に必要な資格の取得、人員確保、従業員の研修、器材の調達等が完了し、営業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) 現場説明会に参加していること。

現場説明会を下記の日程で実施します。参加を希望される事業者は下記に申し込みください。

参加申込締切日 令和8年7月8日（水）午後5時まで

現場説明会実施期間 令和8年7月13日（月）から令和8年7月15日（水）

※現場説明会は上記のみとし、実施期間以外は対応不可とさせていただきます。

日時につきましては集中を避けるため、こちらから指定させていただきます。

現場説明会には必ず参加ください。欠席の場合は失格といたします。

3 選定方法

運営事業者の選定に当たっては、提出された事業提案書類をもとに、評価委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た応募者を運営事業者として選定します。

【現場説明会申込先及び問い合わせ先】

和歌山県御坊市藺 116 番地 2 ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111 (内線 7316)

FAX 0738-22-7140 E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業者募集要項

1 趣旨

患者様を始めとする、ひだか病院のすべての利用者のサービスの向上及び職員の福利厚生を図るため、売店の設置及び（災害対応型）自動販売機の設置及び利用契約を結んだ入院患者様の快適な療養と利便性の向上に資するため入院セットの提供業務を実施し、長期安定的な運営が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について以下のとおり定めます。

2 公募期間及び説明書等配布期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月17日（金）まで

3 募集事業の概要

(1) 事業名

ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業

(2) 事業内容

当院が指定する病院内建物の一部を有償で賃借し、売店及び自動販売機及び入院セットの提供業務運営を行う。

(3) 予定事業期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日

※但し、入院セット提供業務については、令和9年7月1日～令和13年9月30日

運営業者は施設使用許可を年度毎に更新するものとし、再許可は上記運営期間を限度とする。ただし、当院と運営事業者合意の上、これを2年間更新することができる。しかし、使用の継続を希望しない場合、事業者はその3か月前までに書面により意思表示をしなければならないものとします。

(4) 事業実施場所等

和歌山県御坊市藪 116 番地 2 ひだか病院内

4 提出書類

本運営事業に応募する場合は、別紙「ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供運営事業募集に関する条件等」を熟読のうえ、次の書類を提出して下さい。

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 誓約書（様式2）

(3) 企画提案書（様式の指定はありません）

【提案項目（売店）】

① 運営体制

- ・管理運営に係る基本方針
- ・コンビニエンスストアの場合、「直営」又は「フランチャイズ」の別

- ・営業日、営業時間の考え方
- ・商品の確保及び管理体制
- ② 従業員の配置体制
 - ・従業員の配置体制、指揮命令系統
 - ・従業員の労働条件、教育方針
- ③ 安全管理・食品衛生
 - ・防犯、防災等の安全管理
 - ・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策
- ④ 商品・サービスの構成
 - ・販売を予定している主な商品の構成やサービスの種類
 - ・上記の他、来院者や職員のニーズに合致した商品やサービスの提案
 - ・自動販売機の機能等
- ⑤ 環境への配慮
 - ・廃棄物の回収方法、処理方法
 - ・廃棄物の減量化を推進する取組
 - ・事業者としての省エネルギー、リサイクル等の活動
- ⑥ コンセプト・レイアウト
 - ・店舗の全体コンセプト
 - ・店舗のレイアウト、店内・外観イメージ
- ⑦ アピールポイント
 - ・アピールできる事項や優位性・特徴のある事項
- ⑧ 賃貸借料等
 - ・提案する賃貸借料等

【提案項目（入院セット）】

- ① セットの内容
 - ・セットに含まれる用品をそれぞれ記載すること。
 - ・利用者の利便性、安全性、衛生面に配慮しているポイントを記載すること。
 - ・別表に記載の必須の物品以外を提案した場合、その理由を示すこと。
- ② セットの利用料金
 - ・1日ごとの利用料金を示すこと。
- ③ 業務の実施体制
 - ・スタッフの配置、業務フロー図を示すこと。
 - (利用者への利用案内・契約、配布業務、回収業務、物品の管理)
 - ※日中と時間外（土日祝日夜間）のそれぞれについて示すこと。
 - 病院職員が負担する業務があれば示すこと。
- ④ 安全管理
 - ・防犯・防災等の安全管理
- ⑤ 利用者への周知と苦情等の対応

・迅速かつ的確に対応するための具体的な方法を記載すること。

⑥ アピールポイント

・アピールできる事項や優位性・特徴のある事項

⑦ 手数料等

・提案する手数料等

(4) 会社（業務）概要又は事業概要等（様式の指定はありません）

(5) 添付書類

・過去3年分の財務諸表類

法人の場合は貸借対照表、損益計算書など、個人事業主の場合は、所得税確定申告書の写し

・税務署発行の納税証明書「その3の2」又は「その3の3」（直近のもの）

・商業登記簿謄本（法人の場合）

・身分証明書（個人事業主の場合）

※身分証明書は破産していないことの証明であり、本籍地の市町村において発行される。

・登記されていないことの証明書（個人事業主の場合）

※登記されていないことの証明書は、成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり、法務局において発行される。

・今回提案するにあたり必要な免許等の写し

5 書類作成上の注意

(1) 別添資料「ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機及び入院セット提供業務運営事業に関する条件等」を熟読して作成してください。

(2) 提出書類の規格は証明書及び平面図を除き原則としてA4判（両面印刷）とします。

(3) 企画提案書は分かり易く簡潔に記載してください。

(4) パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限としてください。

6 提出部数

正本1部、副本10部

7 参加表明書等の提出場所及び問い合わせ先

和歌山県御坊市藪116番地2

ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111 FAX 0738-22-7140

E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

8 募集要項等の交付について

① 交付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月17日（金）までの平日午前9時から午後5時まで

② 交付方法

公告及び実施要項等はひだか病院ホームページからダウンロードできます。

※参加表明書、誓約書は現場説明会にて交付します。

③ 交付場所

上記7に同じ

9 提出方法及び期限

提出書類については、令和8年7月21日（火）午後5時までに提出してください。

・提出書類は、いずれも提出期限を必着とします。

・持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は土日祝祭日を除く午後5時までとします。

・郵送による場合は、提出期限日午後5時必着を有効とし、必ず電話で用度課まで到着確認してください。提出は、1参加者1提案とします。

提出後における内容変更、差し替え、再提出は認めません。

10 質問及び回答

質問がある場合は、下記に提出してください。様式は問いません。口頭による質問は受け付けしません。

(1) 提出方法 E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

FAX 0738-22-7140

(2) 受付期間 令和8年7月1日（水）から令和8年7月15日（水）

午後5時までとします。

(3) 回 答 令和8年7月17日（金）に質疑内容を整理したうえですべての

申込者に電子メール又はFAXにて回答します。

11 評価方法及び結果の通知

(1)審査にあたって、院内に「ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業者審査委員会」を設置し、各提案者の企画提案書等及びプレゼンテーションにより総合的に評価を行います。プレゼンテーションは20分程度を予定しています。

① 実施日時 令和8年7月23日（木）午後1時30分～

※ただし、午後1時00分までに診療管理棟3階会議室にて受付後、指示する場所で待機

② 出席者 責任者を含めた4名以内とします。

③ その他 パソコン等を利用する場合、スクリーン以外の必要な機材は、提案者が準備する。プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(2)評価方法及び結果の通知

① 各委員が評価を行い、最も評価が高い者を運営事業者として選定します。

② 最高評価の事業者が2者以上ある場合は、委員の投票により運営事業者を選定するものとし

ます。

- ③ 当組合で基準点を設定しています。万が一評価点が基準点に満たない場合、運営事業者には選定いたしません。(公募が1社の場合でも同様。)
- ④ 最高評価の事業者が辞退を申し出た場合や「留意事項」に該当した場合は、次点の事業者を運営事業者とします。
- ⑤ 評価結果に対する一切の意義申し立ては受け付けないものとします。
- ⑥ 審査結果は、後日参加者すべてに通知します。

12 無効事項

次の各号いずれか一つに該当する場合、提案書は無効とします。

- (1) 提案書が「参加資格」に定める資格等を満たしていない場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先又は提出期限が適合しない場合
- (3) 提案書の作製様式及び本要項に示された条件に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査委員又は関係者に提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合
- (6) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合(但し、災害等の不測の事態が発生し開始時刻に着できなかった場合は除く)

13 その他の留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めません。
- (2) 提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出された書類については一切返却いたしません。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出書類の添付書類の証明書等は、いずれも発行後3ヶ月以内とします。

14 選定後の手続

- (1) 内定した運営事業者は契約書を作成し、別途本事業実施に関する契約書を締結します。

- (2) 内定運営事業者の取消し

次の場合は、選定事業者の内定を取り消し、次順位者から順次選定します。

ア 内定から事業開始までの間に内定運営事業者の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。

ひだか病院売店及び（災害対応型）自動販売機設置及び入院セット提供業務運営事業に関する条件等

1 事業実施施設の概要

(1) 設置場所 売店 一般病棟 1階 面積 254.29 m²

倉庫 倉庫棟 面積 38.66 m²

自動販売機

・飲料用（災害対応型） 1台（診療管理棟 3階（職員のためのフロアとなります。））

・食品用 1台 //

・飲料用 5台（診療管理棟 1階 1台、一般病棟 1階 2台

精神科病棟 1階 1台、日高看護専門学校 1台）

※食品用については、機器は当院で用意しますので、商品の補充・運用をお願いします。

2 事業期間及び契約等

(1) 予定事業期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日

※ただし、入院セット提供業務については、令和 9 年 7 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日

(2) 契約等

病院と運営事業者との間で賃貸借契約を締結します。なお、契約の更新はありません。ただし、病院と運営事業者合意の上、これを 2 年間更新することができます。しかし、使用の継続を希望しない場合、事業者はその 3 か月前までに書面により意思表示をしなければならないものとします。

3 営業時間、営業日及び休業日に関する条件

下記のとおりとしますが、運営事業者の提案により営業時間及び営業日数を拡充することも可能とします。

① 営業時間（最低要求水準）	売店（無休業）	平日	8 時 00 分から 18 時 00 分まで
		土日祝祭日	8 時 00 分から 17 時 00 分まで
	自動販売機	24 時間	
	入院セット	平日	9 時 00 分～16 時 00 分まで

※土日祝祭日は原則休業とし、必要に応じて協議の上、決定する。（入院セット）

※年末年始等の長期休暇については協議の上、決定する。（売店・入院セット）

4 営業内容に関する条件

【売店】

(1) 売店では下記の商品を取り扱ってください。

・飲料、菓子類

- ・軽食（弁当、総菜、おにぎり、パン、サンドイッチ等）
- ・文具、日用雑貨、傘、杖類、新聞、雑誌等
- ・入院生活に必要な日用品・衣料品類（箸、洗面用具、肌着、パジャマ等）
- ・本院が要請する医療用品・衛生材料等
- ・切手類及び印紙等
- ・その他運営事業者が提案する商品等

※価格は定価以内で、できるだけ安価な価格設定としてください。

(2) 次の商品の販売は禁止します。

- ・酒類、たばこ
- ・院内の安全を脅かすもの（刃物、マッチ、ライター等）
- ・青少年の健全な育成を阻害する図書等
- ・その他当院が療養に適さないと判断するもの

(3) 下記のサービスを提供してください。

- ・宅配便取扱い
- ・両替サービス
- ・プリペイドカードの取扱い

(4) 自動販売機

- ・コーヒー、お茶等の清涼飲料水等利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。
- ・災害対応型自動販売機（飲料用）については、災害時、当院の職員が操作し、飲料水を取り出せる機能を持っていること。また販売価格については主に当院職員が利用することから希望小売価格より安価な価格設定が望ましい。
- ・食品用自動販売機については、機器は当院で用意しますので、運営事業者において商品の補充・運用を行ってください。

(5) その他、利用者の利便性向上につながるサービスを提案してください。

例：各種公共料金振込、インターネット代金収納代行サービス、クレジットカード・電子マネーの利用等、ATM の設置

(6) 利用ピーク時（昼食時間帯等）の混雑緩和への対応に配慮、工夫をしてください。

(7) 車椅子や点滴スタンドを持っている利用者等への配慮、工夫をしてください。

(8) イートインスペースを設置する場合は管理を行ってください。

(9) 自動販売機設置場所周辺の管理を行ってください。

(10) 営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て運営事業者の負担において行ってください。

(11) 商品等の搬出入は、あらかじめ当院と協議の上、実施してください。

(12) 廃棄物の回収は、あらかじめ当院と協議の上、決まった時間及び経路等により運営事業者の責任で実施してください。また、廃棄物の分別を適正に実施するとともに廃棄量を把握し、廃棄物の抑制と再資源化を促進するよう努めてください。

(13) 衛生管理及び感染防止対策については、自主的に食品細菌検査を実施する等常に衛生管理を徹底し、事故防止に努めてください。業務従事者に対しては、病院という施設の特異性を考慮し、定

期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて作業を行ってください。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に当院に報告の上、当院の指示に従い、当該業務従事者への措置及び他の者に感染が広がることがないように対策を迅速に講じてください。また、事故発生防止の観点から、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えることとし、業務従事者だけでなく、商品搬入者への衛生教育も徹底してください。なお、これらの措置にかかる費用は、運営事業者の負担とします。

(14) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は原則として認めません。

(15) 事故や犯罪若しくはこれらに準じる事態が発生した場合には、利用者への影響回避を最優先として適切に対処してください。また発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、当院に報告してください。

なお、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め当院に届けて下さい。

【入院セット】

(1) 提供物品構成

利用者の状況に合わせ、以下の内容を含む複数の提供プランを設定してください。プラン構成については、少なくとも下記の物品を含むものとし、その条件等については、別表のとおりとする。

- ・紙おむつ
- ・寝巻、タオル類（洗濯含む）
- ・日用品

(2) 料金は提供プランごとに日額で設定してください。

(3) 下記のサービスを提供してください。（原則として、すべて運営事業者が行うこと。）

- ・利用者へのサービス利用案内・説明対応。
- ・利用者への物品配布。
- ・使用物品の回収。

サービスの利用に際しては、運営事業者と利用者の契約に基づき行うものとし、契約終了後若しくは月単位等にて利用者に対し、運営事業者が直接利用料金を請求すること。また、物品について十分な量を確保し、個々の利用者へ過不足なく配布するための体制を整えること。

(4) 物品の保管及び管理

物品の在庫管理を随時行い、利用者への予定数に加え、急遽の提供に一応対応できる数量を常時確保すること。また災害時にも供給等が可能な体制を整えること。

(5) 衛生管理

衛生管理及び感染症対策については、関連法令等を遵守するとともに、業務実施場所の整理整頓に努め、衛生管理には万全を期すこと。業務従事者については、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染対策を講じること。また関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。なお、これらの措置に関する費用は運営事業者の負担で行うこと。

衛生的な商品を提供するために、リネン類の洗濯については、医療関連サービスマークを保有している業者にて実施すること。

(6) 苦情・問い合わせ等の対応

本業務への苦情及び問い合わせ等については、適正に対応すること。

(7) 情報の適正管理

本業務の運営により知り得た利用者及びその家族等の個人情報、業務中はもとより業務終了後においてもこれを他に漏らしてはならない。

5 賃貸借料等

(1) 賃貸借料等

賃貸借料は下記①、②、③、④を合算した額とします。

- ① 運営事業者が提案した賃貸借料及び手数料。
- ② 光熱水費等事業運営に必要な当院が負担した額
- ③ 廃棄物処理料（売店）※金額は運営事業者と協議の上、決定します。
- ④ ①、②、③に対する消費税相当額

(2) その他

- ① 賃貸借料等の納入時期は、運営事業者と協議の上、決定します。
- ② 企画提案後又は契約期間中、消費税率の改定その他類似の税制度の変更、新設等があった場合には、賃貸借料等の見直しに関する協議を行う場合があります。
- ③ 面会制限等により長期的に売上の減少が見込まれる場合、賃貸借料・手数料の減額等を協議できるものとする。

6 必要経費等の負担

次に掲げる営業に係る費用は、全て運営事業者の負担とします。

- (1) 開業及び運営のための施設設備整備費及び什器備品等購入費
- (2) 売店の設置運営に係る光熱水費
- (3) 電話設置費及び電話代（内線電話の使用料は無料）
- (4) 廃棄物の処分費
- (5) 利用者による設備汚損、破損に対する対応経費
- (6) 事業運営に当たり当院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- (7) 事業運営のため運営事業者が講じたセキュリティー経費
- (8) 契約の終了に伴う原状回復に係る費用
- (9) その他売店及び自動販売機及び入院セット提供業務の運営に関する一切の経費

7 損害賠償等

- (1) 運営事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件及び当院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととします。ただし、運営事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に定める場合のほか、運営事業者は、本運営に関する条件等に定める義務を履行しないため当院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととします。
- (3) 運営により第三者に生じた事故が、当院の責めに帰さない事由による場合は、運営事業者がこれを補償します。

- (4) 地震等の災害により、売店用区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、店舗整備に係る責任区分に応じ、当院又は運営事業者が、速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、その責任区分によって復旧に当たった者の負担とします。
- (5) 利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに当院に報告することとします。なお、当院は、当院の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当院売店及び自動販売機に関わる盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負いません。

8 原状回復

契約期間満了後は、運営事業者の負担において原状に回復することとします。但し、店舗の内装や設備の整備等原状に回復することが困難な場合又は原状回復により病院運営上支障が認められる場合には、別途協議します。

9 禁止事項等

- (1) 運営事業者は、貸付物件を売店の営業及び入院セット提供業務以外の用途に供してはいけません。また貸付物件は、最善の注意をもって維持管理してください。
- (2) 店舗への住み込みはできません。
- (3) 店舗内を含め、当院は敷地内禁煙です。
- (4) 業務従事者等が当院の駐車場（患者用・職員用）を使用することはできません。

10 その他の条件

- (1) 案内看板等の設置には当院の事前承諾が必要です。
- (2) 病院事業施設及びその周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないよう、清掃等の維持管理を行ってください。
- (3) 常駐する従業員には病院内の業務であることを自覚させ、清潔感ある身なりで業務にあたり、利用者に対し、癒しのある接客対応に努めてください。
- (4) 個人情報保護及び守秘義務を徹底してください。
- (5) 食品衛生法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策、健康管理を徹底してください。
- (6) 営業時間外の防犯体制等の安全管理を行ってください。
- (7) 運営に伴い発生する廃棄物（食品残さ、一般廃棄物、産業廃棄物等）は、あらかじめ当院と協議の上、運営事業者の責任において適正に処理してください。
- (8) 商品、仕入れ材料等の搬入時間帯及び経路については、当院の了解を得てください。
- (9) 災害発生時は在庫商品を提供する等、当院の災害時医療活動に全面的に協力してください。
- (10) 当院が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は対応してください。
- (11) その他、当院から指示のある場合、速やかに報告対応してください。
- (12) 使用財産を転貸し、又は使用権の譲渡をしないでください。ただし、フランチャイズ方式を可能としますが責任を明確に説明できる資料を提出し、承認を得てください。
- (13) 売店の開始時期が遅れる場合は、売店営業開始日までの間、仮店舗で営業を行って

ください。

- (14) その他、本運営事業に関する条件等に定めのない事項については当院と運営事業者が協議の上、決定することとします。

別表

条件等 【入院セット】(1)提供物品構成 詳細

① 紙おむつ (テープ式・パンツ式・尿取りパッド)	(使用目安)
オンリーワンケアフィッティングテープ (S・M・L・XL)	3 枚/日
オンリーワンうす型パンツ前後フリー (S・M・L-LL)	4 枚/日
からだカーブパッド スーパーロング	8 枚/日
からだカーブパッド エキストラワイド	〃
からだカーブパッド アクティブノーマル	〃
おしりふき モイストバランス 介護用ウェットタオル	10 枚/日
便利な吸収シート	1 枚/日

※原則として、上記商品を取り扱うこと。ただし、当院と協議のうえ、変更を認める場合がある。

② 寝巻・タオル類 (洗濯含む)	(使用目安)
寝巻類 (パジャマ・甚平・浴衣・マタニティのいずれか)	3~4 枚/週
バスタオル	3~4 枚/週
タオル	2~3 枚/日

③ 日用品	(使用目安)
ボディークリーム (トラベルボトル)	適宜
リンスインシャンプー (トラベルボトル)	〃
歯ブラシセット	〃
ティッシュ (ソフトパック)	〃
フタ付コップ	〃
食器 3 点セット (箸・フォーク・スプーン)	〃
ゴミ袋	〃
入れ歯洗浄剤 (シート毎)	〃
入れ歯ケース	〃
吸い飲み	〃
うがい受け	〃
ヘアブラシ	〃
マスク (1 日 1 枚目安)	1 枚/日
食事用エプロン (1 日 3 枚目安)	3 枚/日

参考資料

病 院 の 概 要

1 施設名 ひだか病院

2 所在地 和歌山県御坊市藪 116 番地 2

3 病院規模

病床数 : 一般病床 251 床、精神病床 100 床、感染症病床 4 床

標榜科 : 18 科

敷地面積 : 26,170.15 m²

施設 : 診療管理棟 (3 階建)、一般病棟 (8 階建)、精神科病棟 (4 階建)、
救急・診療棟 (5 階建)、心血管センター (3 階建)、倉庫棟 (4 階)
災害備蓄棟 (3 階)

付属施設 : 日高看護専門学校 (4 階建)

4 患者数等 (令和 7 年度実績)

入院患者数 : 200 人/日

お見舞い者等 : 150 人/日 (推定)

外来患者 : 600 人/日

5 職員数等

全職員 : 600 人

看護学生 : 120 人

6 現在の施設の状況等

売 店 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分

土日祝祭日 8 時 00 分～17 時 00 分

※年末年始等の長期休暇については、協議の上、決定。

自販機 : 飲料類 5 台

飲料類 (災害対応型) 1 台

食品類 1 台

入院セット : 平日 9 時 00～16 時 00 分

土日祝祭日 原則、休業 (一部出勤あり)

※年末年始等の長期休暇については、協議の上、決定。